

# 外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。

外国人労働者の安全衛生対策の

参考情報はこちらから→

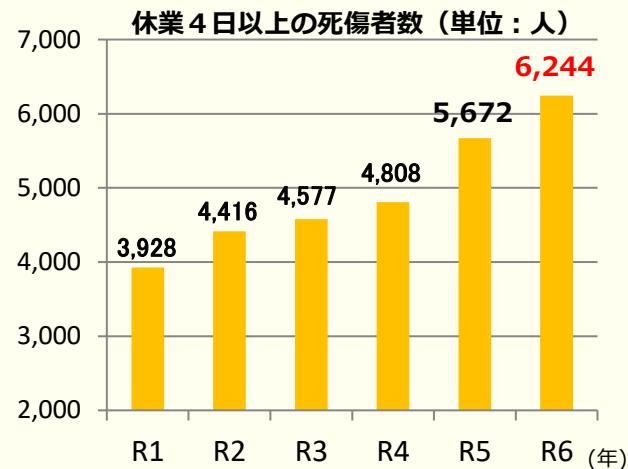


外国人労働者が労働災害に被災しないため、また労働災害の加害者とならないためにも、外国人に配慮した適切な安全衛生教育を実施するとともに、

**作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらう工夫が必要です。**



## 外国人労働者の労働災害発生状況の推移



資料出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」

新型コロナウィルス感染症による休業を除く

## 外国人労働者のための

## 安全衛生教育等自主点検表

1	安全衛生教育の実施	安全衛生教育を実施していますか。 (雇入れ時、作業内容を変更した時など)	<input type="checkbox"/>
2	作業手順の理解	母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させていますか。	<input type="checkbox"/>
3	指示・合図の理解	労働災害防止のための指示等を理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。	<input type="checkbox"/>
4	標識・掲示の理解	労働災害防止のための標識、掲示等について、図解等の工夫でわかりやすくしていますか。	<input type="checkbox"/>
★	理解度の把握	上記の1～4の教育内容や作業手順等について外国人労働者が理解できているか、把握していますか。	<input type="checkbox"/>
5	免許・資格の所持	免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務に、無資格のままで従事させていませんか。	<input type="checkbox"/>

### ！労働災害が発生してしまったときは…

労働災害等により労働者が死亡または休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません（裏面を参照してください）。  
(報告しなかったり、虚偽の報告をした場合、刑事責任が問われることがあります。)



# 労働者死傷病報告の記入について

利便性向上のため、在留資格コードの統合等が行われました



## 労働者死傷病報告の報告について↑

労働者が外国人の場合には、

「国籍・地域」と「在留資格」のコード入力が必要です。

※ 在留カード等のコピーを労働基準監督署に提出する必要はありません。

※ 「特別永住者」（在日韓国・朝鮮人等）など、外国人雇用状況の届出制度対象外の方は、入力は不要です。

## 在留資格

## ★ 在留資格が「特定活動」の場合

### 在留資格が「特定活動」の場合

旅券に添付されている指定書（右参照）で活動類型を確認し、下表のうちあてはまる活動類型のコードを1つ、在留資格欄に入力してください。

<b>特定活動の活動類型</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定活動（ワーキングホリデー）</li> <li>・特定活動（EPA）</li> <li>・特定活動（高度学術研究活動）</li> <li>・特定活動（高度専門・技術活動）</li> <li>・特定活動（高度経営・管理活動）</li> <li>・特定活動（高度人材の就労配偶者）</li> <li>・特定活動（建設分野）</li> <li>・特定活動（本邦大学卒業者）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定活動（造船分野）</li> <li>・特定活動（外国人調理師）</li> <li>・特定活動（ハラール牛肉生産）</li> <li>・特定活動（製造分野）</li> <li>・特定活動（就職活動）</li> <li>・特定活動（就労可）</li> <li>・特定活動（家事支援）</li> <li>・特定活動（その他）</li> </ul>

## ★ 在留資格が「特定技能」の場合

在留資格が「特定技能」の場合、号数に対応したコードを入力してください。特定技能1号など



コード	国籍・地域
A01	中国（香港等を含む）
A02	韓国
A03	台湾
B01	フィリピン
B02	タイ
B03	ベトナム
B04	インドネシア
B05	マレーシア
B06	ミャンマー
B07	カンボジア
B08	ラオス
B09	シンガポール
B10	ブルネイ
C01	インド
C02	バングラデシュ
C03	パキスタン
C04	スリランカ
C05	ネパール
C06	モンゴル
C07	イラン
C08	トルコ
C09	イスラエル
C10	パレスチナ
D01	アメリカ
D02	カナダ
E01	ブラジル
E02	ペルー
E03	ボリビア
E04	アルゼンチン
E05	コロンビア
E06	パラグアイ
E07	メキシコ
E08	チリ
F01	イギリス
F02	フランス

コード	国籍・地域
F03	ロシア
F04	ドイツ
F05	ルーマニア
F06	イタリア
F07	ウクライナ
F08	スペイン
F09	アイルランド
F10	スウェーデン
F11	オランダ
F12	スイス
F13	ポーランド
F14	デンマーク
F15	ノルウェー
F16	ベルギー
F17	ハンガリー
F18	チェコ
G01	ガーナ
G02	ナイジェリア
G03	エジプト
G04	オーストラリア
G05	ニュージーランド
G99	その他

コード	在留資格
35	技術・人文知識・国際業務
12	企業内転勤
09	教育
01	教授
14	技能
39	高度専門職 1号
40	高度専門職 2号
26	永住者
27	日本人の配偶者等
28	永住者の配偶者等
29	定住者
15	技能実習
23	特定活動（ワーキングホリデー）
24	特定活動（EPA）
36	特定活動（建設分野）
37	特定活動（造船分野）
38	特定活動（外国人調理師）
41	特定活動（ハラール牛肉生産）
42	特定活動（製造分野）
43	特定活動（家事支援）
44	特定活動（就職活動）
46	特定活動（農業）
47	特定活動（日系4世）
31	特定活動（高度学術研究活動）
32	特定活動（高度専門・技術活動）
33	特定活動（高度経営・管理活動）
34	特定活動 (高度人材の就労配偶者)
25	特定活動（その他）
19	特定活動(本邦大学卒業者)
22	特定活動(就労可)
18	留学

コード	在留資格
21	家族滞在
02	芸術
03	宗教
04	報道
05	経営・管理
06	法律・会計業務
07	医療
45	介護
08	研究
13	興行
16	文化活動
17	短期滞在
20	研修
30	不明
99	その他（いわゆる不法就労を含む）
71	特定技能 1号
85	特定技能 2号